

平成26年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府
専門職学位課程 法曹実務専攻（法科大学院）

法学既修者コースA日程入学試験第2次選抜

刑事系科目

時 間 16:05~18:00

●注意事項（よくお読みください）

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 自分の受験番号と机の上の受験番号が同じであることをよく確かめてください。
3. 時計のアラーム、携帯電話等の電源は切ってください。
4. 机の上に置いてよいものは、①受験票、②筆記用具（鉛筆、ペン、消しゴム）、
③鉛筆削り（電動式を除く）、④時計（携帯電話やP H S を時計として使用することは認めない）、⑤メガネ、⑥目薬、⑦ティッシュペーパー、⑧ハンカチです。これらは、予め机上に置いておいてください。
5. 上記4で掲げた試験のために必要なもの以外は、かばんに入れて椅子の下に置いてください。電源を切った携帯電話も、身につけず、かばんに入れてください。
6. 配布物は、①問題冊子、②解答用紙、③下書き用紙、④六法の4種類です。足りないものがあったら、挙手で合図し、試験監督にその旨申し出てください。
7. 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を記入してください。解答用紙は、全部で3枚あります。そのすべてに受験番号と氏名の記載欄がありますので、漏れなく記入してください。なお、解答用紙はホチキスで綴じられていますが、その針は外さないでください。
8. 試験問題は、問題1～3の3つがあります。必ず指定の解答用紙を使ってください。解答用紙はそれぞれ両面になっています。なお、解答用紙が足りなくなったら場合は、解答用紙の追加分を渡しますので、監督者に挙手で合図してください。解答用紙の追加分を使用する場合は必ず、上段の問題番号記載欄に、対応する問題番号を記入してください。
9. 試験時間は、115分です。中途退席は原則として試験開始後40分まで認めません。また、中途退席者は、再度入室することができません。試験終了直前の10分間も退席できませんので、よく注意してください。ただし、気分が悪くなったときや、トイレに行く必要があるときなどは、近くの監督者に挙手で合図し、遠慮なく申し出てください。
10. 試験開始後、受験者本人であることの確認（写真照合）を行います。その際は、監督者にご協力ください。

以下の3問、問題1から問題3にすべて解答せよ。

(配点:全問とも50点)

問題1

次の文章を読み、乙の罪責を論じなさい。関係する判例についても触れること。特別法については論じなくてよい。

1 甲男（13歳）は、中学進学後は、いわゆる不良グループとの付き合いを始め、ほとんど学校にはいかずに、繁華街をぶらぶらし、ゲームセンターに入り浸るなどしていた。甲の母親乙女（31歳）は、その高校生時代に高校の先輩であったM男との間にできた甲を出産した。Mとは婚姻関係には至らず、またMの認知も受けずに、夜のスナック勤めなどによって、女手ひとりで甲を育てていた。甲以外には乙には子供はおらず、また同居の親族もない。

2 ○月×日深夜、乙が勤務先から帰宅すると、甲が新しいコンピューターゲーム機P（時価2万円相当）で遊んでいるのを発見し、「どこで買ったの？いくらしたの？」と聞き出すと、甲が、近所の電器店Qから万引きしてきたことを明かしたので、「今回は仕方がない。返しに行っても、トラブルになるだけだから。でも、今後は絶対にQ店のような小さな店で万引きなどしないように。見つかったら、小さい店なら、絶対に警察に通報されるから。だから、もし、どうしても万引きしたかったら、駅前の量販店Rのような大きな店であること」と申し渡した。

3 甲は、乙が日頃から、量販店Rで、「これパクってきた」等と、日用品その他を恒常に万引きしていることを告げられていることもあり、万引きそれ自体を禁止されたのではなく、捕まらないように、また捕まったとしても、穩便に済ませられるように、との趣旨と理解し、また、乙の側でも、万引きはいけないことではあるが、甲に禁止したところでそれを守る見込みはないから、むしろ、どうせやるなら、やりやすそうなR店で万引きをして欲しい、との思いであった。

4 そこで、乙からの注意を受けた数日後、甲は、R店のゲーム用品売り場から、ゲーム機P用のゲームソフトS（時価8000円相当）を、店員の隙をみて万引きし、自宅に持ち帰った。

問題 2

次の文章を読み、X の罪責を論じなさい。関係する判例についても触れること。特別法については論じなくてよい。

- 1 A は、平成 25 年 10 月 6 日日曜日午前 11 時 30 分ごろ、B スーパーの地下 1 階にある食料品売り場で買い物をした後、ベンチの上に財布を置いて荷物を整理し、財布をベンチに置いたまま、エスカレーターで 5 階の衣料品売り場に赴いた。
- 2 地下 1 階のジューススタンドの売り子 C は、A が財布を置いたままエスカレーターで上の階に行くのに気がついたが、ちょうどメロンジュースの注文に応じていた最中であったため、A に声をかける機会を逸した。しかしながら、A がすぐ戻ってくるだろうと思い、財布に注意しながら、ジュースの販売を続けていた。
- 3 A が財布を置き忘れてから 5 分ほど経って、X が弁当を買いに同食料品売り場に赴いたところ、ベンチ上に A の財布が置かれているのを発見した。X は、ベンチから 3 メートルほど離れたところにゲーム機があり、そのゲーム機で D が遊んでいるのを見て、ベンチ上の財布が D の所有物であるに違いないと思ったが、D がゲームに夢中であるので、持ち去っても気づかれないと思い、財布をポケットに入れ、すぐにベンチを離れて屋外へ出た。
- 4 C は、財布が X に持ち去られたのを見て慌てたが、X は A の夫であるかもしれないと思い直し、仕事を続けていたところ、X が財布を持ち去ってから 2 分ほど経過してから、財布を忘れたことに気が付いた A が戻ってきて財布を探し始めた。なお、エレベーターで 5 階から地下 1 階まで移動するには 2 分ほどかかるため、X が財布を持ち去ったとき、A は 5 階にいたと認められる。

問題3

在宅被疑者に対する取調べの許容性について、関連する判例の趣旨を踏まえつつ、論じなさい。